

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

省

令

## ○農林水産省令第五十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、セグロウリミバエ工の緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 鈴木 憲和

セグロウリミバエ工の緊急防除に関する省令（令和七年農林水産省令第九号）の一部を次のように改

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則		附則	
改	正	改	正
(この省令の失効)	(この省令の失効)	(この省令の失効)	(この省令の失効)
第二条 この省令は、令和九年三月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その後も、なおその効力を有する。	第二条 この省令は、令和七年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その後も、なおその効力を有する。	第二条 この省令は、令和七年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その後も、なおその効力を有する。	第二条 この省令は、令和七年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その後も、なおその効力を有する。

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

## 法規的告示

## ○農林水産省告示第千八百四十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第四百十九号（セグロウリミバエ工の緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれを対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改	正	後	改	正	前
一 防除を行う区域 沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今帰仁村、東村及び読谷村	一 防除を行う区域 沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今	二 防除を行う期間 令和七年四月十四日から令和九年三月三十日まで	二 防除を行う期間 令和七年四月十四日から令和七年十二月三十一日まで	二 防除を行う期間 令和七年四月十四日から令和七年十二月三十一日まで	二 防除を行う期間 令和七年四月十四日から令和七年十二月三十一日まで

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則